

法定福利費の取扱いに係るQ & A

Q 法定福利費とは？

A 法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料で、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険の保険料が該当します。

Q 内訳書に含まれる法定福利費の範囲について知りたい。

A 原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主負担分が対象になります。

Q 下請企業に業務を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか。

A 下請企業に業務を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成してください。但し、見積書を作成する段階では下請企業に業務を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q 健康保険、厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いはどうしたらよいか。

A 常用労働者が5人未満の個人事業所は、健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。但し、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示してください。

Q 法定福利費の算出方法を知りたい場合に何をみればよいか。

A 各専門工事業団体では、業種毎に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので、これを参考に法定福利費を算出し、内訳書（見積書）に記載してください。また、国土交通省では各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を解説した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、ホームページに公表しています。

Q 保険料率はどのように調べたらよいか。

A それぞれの保険に応じて、適用する保険料率を調べることになります。

- ・健康保険料 ⇒ 協会けんぽのウェブサイト等
(個別に健康保険に加入している場合は、組合に問い合わせ)
- ・厚生年金保険料 ⇒ 日本年金機構のウェブサイト
- ・雇用保険料 ⇒ 厚生労働省のウェブサイト。

Q 介護保険料はどのように計算すればよいか。

A 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのが困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合（被保険者全体に占める40～64歳の者の割合）を用いる方法が考えられます。

Q 法定福利費も消費税の対象となるか。

A 法定福利費分も消費税の対象となります。

Q 請負代金内訳書に記載した法定福利費どおりに支払わなければいけないのか。

A 実態に即して必要な法定福利費を納めてください。

Q 法定福利費を含む請負代金内訳書の提出以外に行うべきことがあるか。

A 法定福利費概算額と比較して著しく比率が異なる場合は、法定福利費の内訳書の内容について確認をさせていただきます。

Q 請負代金内訳書はいつ提出すればよいか。

A 森林整備業務標準契約約款第3条の規定に基づき、契約締結後7日以内に提出してください。但し、入札を伴う業務契約案件において、入札時に提出する『**入札金額の内訳書**』に法定福利費を明示した内訳書を記載した場合、これを契約締結後に請負代金内訳書の提出があったものとみなします。

Q 入札時に法定福利費を明示した『入札金額の内訳書』を添付したが、再度入札となった。

A 電子入札システムは再度入札時、入札金額の内訳書を添付できない仕様になっている

ます。そのため、再度入札となった場合は、契約締結後 7 日以内に法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出してください。なお、『入札金額の内訳書』を準用して使用しても差し支えありません。

Q 随意契約の場合、請負代金内訳書の提出はどうすればよいか。

A 契約締結後 7 日以内に提出してください。また、様式は任意としますが、Q 2 を満たす法定福利費を記載した請負代金内訳書としてください。なお、『入札金額の内訳書』を準用して使用しても差し支えありません。

Q 暫定契約書により施工する工事の場合、どの時点で請負代金内訳書を提出すればよいか。

A 暫定契約書による業務や、災害応急活動等に係る協定に基づく業務のように、時間的余裕がなく、請負契約書の取交しが後日となる場合は、設計図書等による請負契約書を書面で取り交わした時点で請負代金内訳書を提出してください。

Q 法定福利費概算額は閲覧できるか。

A 入札調書と随意契約結果書において閲覧することができます。